

件名	職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	児童虐待防止対策体制総合強化プラン ほか
<p>(1) 家畜伝染病のまん延防止作業に係る手当の増額</p> <p>◇ 鳥インフルエンザに対する防疫作業（他の家畜伝染病に対する作業のうち同等のものを含む。）のうち、家畜伝染病予防法第2条に定めるまん延防止対策として行うと殺や汚染物品の運搬、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒作業 290円 → 1,470円</p> <p>【改正理由】</p> <p>上記作業については、不快かつ困難性の高い業務であり、心身への負担が著しく大きいと認められること</p> <p>(2) 児童相談所に勤務する職員の特殊勤務手当の増額</p> <p>◇ 一時保護作業 350円 → 950円</p> <p>◇ 心理判定作業 420円 → 950円</p> <p>社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当の増額及び対象職員の追加</p> <p>◇ 面接して行う相談、指導又は調査の業務 510円 → 950円</p> <p>◇ 支給対象者に保健師を追加</p> <p>【改正理由】</p> <p>■ 児童相談所における一時保護・心理判定・面接相談業務については、社会的関心の高まりに伴い相談件数が増加（H30⇒R2 1.6倍）する中、対応事例の多様化・複雑化も相俟って、児童福祉司や保健師の業務の困難性・特殊性が増していると認められること</p> <p>■ 全国38団体が、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づく手当見直しを実施済みであり、引き続き有為な人材を安定的に確保するためには、同プランに基づく処遇改善は不可欠であること</p>	
施行日	(1) 公布の日（適用日：令和3年12月30日） (2) 令和4年4月1日
【その他参考事項】	